

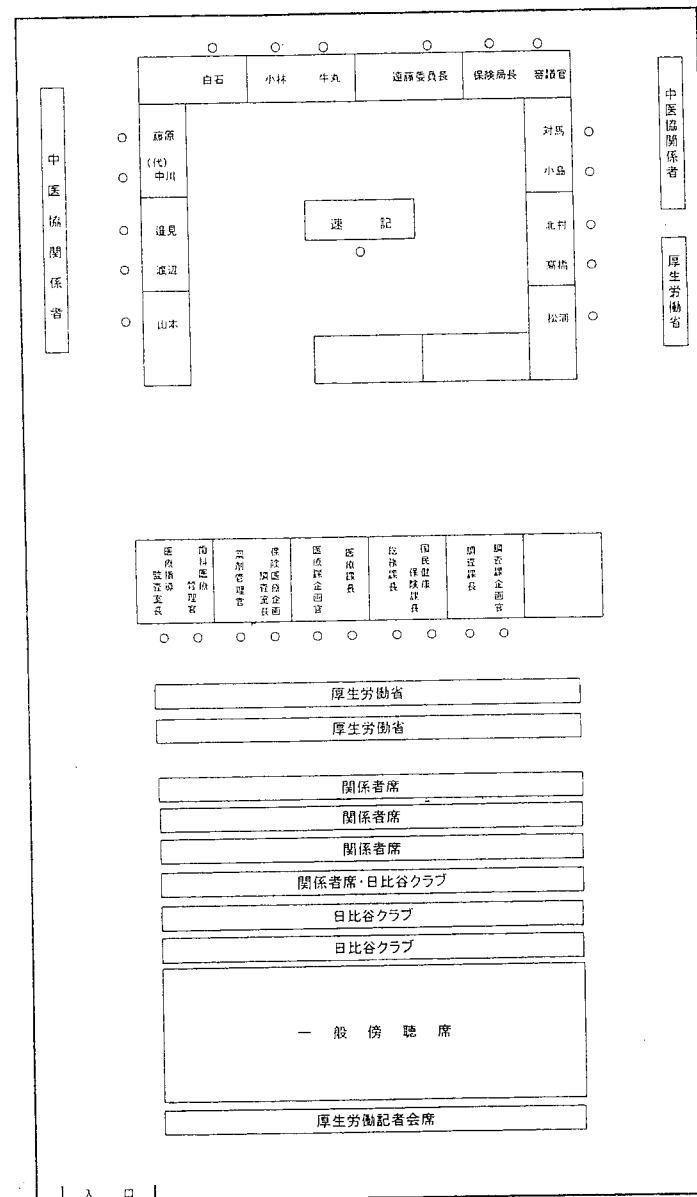
日時:平成21年3月18日(水) 10:30(目途)~11:30(目途)
会場:グランドアーク半蔵門 富士・西の間 (4階)

第28回 中央社会保険医療協議会 調査実施小委員会 議事次第

平成21年3月18日(水)
於 グランドアーク半蔵門

議題

- 第17回医療経済実態調査について



第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、以下の基本的な考え方に沿って行うこととはどうか。

1. 調査時期及び報告時期

(1) 調査時期

調査月は平成21年6月とする。

調査年は平成21年3月末までに終了する直近の事業年（度）とする。

（参考）第16回調査 平成19年6月

(2) 報告時期

速報値の報告時期は平成21年10月末とする。

本報告については、今回は従来の単月調査に加え、年間（決算）データの調査も実施するため、調査項目を今回の調査に係る暫定的な措置として削減しており、報告内容も軽微なものとなること等の理由から、集計・公表は行わない。

（参考）第16回調査

【速報値の報告日】 平成19年10月26日

【本報告の報告日】 平成20年 7月 9日

2. 調査対象及び抽出率

(1) 調査対象

調査対象は前回と同様とする。

（参考）第16回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

(2) 抽出率

抽出率は前回と同様とする。

（参考）第16回調査

病院 1/5（特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1/1）

(4) 調査項目の廃止

年間（決算）データの調査を行うことから、調査票の簡素化、調査の効率化を図るため、速報値で報告されない項目を中心に、次の調査項目を廃止する。

◎：速報値で使用 ○：本報告で使用 ×：使用せず

<病院調査票>

①基本データに関する次の項目

- ・ 現在の医業用建物の建築（改築）年月（×）
- ・ 医業用建物の保有形態及び延べ面積（○）
- ・ 病床の状況のうち、介護療養型医療施設設の許可病床数（×）、稼働病床数に関する項目（○）
- ・ 入院患者の状況（○）
- ・ 外来診療等の状況（○）※休診日数は◎
- ・ 承認等の状況のうち、臨床研修病院の指定の有無（○）

②収支に関する次の項目

- ・ 入院診療収益の内訳（◎）
- ・ 外来診療収益の内訳（◎）
- ・ 委託費の内訳（○）
- ・ 設備関係費のうち、賃借料に関する項目（○）※土地賃借料は除く
- ・ 経費の内訳（○）

③給与に関する項目のうち、職種別非常勤職員の給料月額（○）、労働時間に関する項目（◎）

④資産・負債に関する項目（○）

⑤設備投資に関する項目（○）

⑥租税公課・借入金等に関する次の項目

- ・ 借入金に関する項目（◎）
- ・ 税金に関する項目（○）
- ・ 福利厚生費（×）

<一般診療所及び歯科診療所調査票>

①基本データに関する次の項目

- ・ 現在の医業用建物の建築（改築）年月（×）
- ・ 医業用建物の保有面積及び延べ面積（○）
- ・ 青色申告の有無（×）
- ・ 従業者の状況（×）
- ・ 病床・入院患者の状況のうち、療養病床数（×）、介護病床数（×）、在院患者延べ数（○）※一般診療所調査票のみ
- ・ 外来診療等の状況（○）※休診日数は◎

②収支に関する次の項目

- ・ 青色事業専従者給与（×）

一般診療所 1/25

歯科診療所 1/50

保険薬局 1/25

3. 調査内容等の変更点

(1) 年間（決算）データの調査

従来の単月調査に加え、平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）の損益状況、従業員の給料等について、新たに調査する。なお、単月調査と同時にを行うため、調査対象施設となる医療機関等の記入負担等を考慮し、調査項目については、原則として速報値で報告しているものを対象とし、追加は必要最小限にとどめる。

(2) 調査項目の名称変更

「医療経済実態調査（医療機関等調査）における年間（決算）データの活用に関する懇談会」の委員から、「〇〇収入」はある特定の取引による入金があった場合を表し、「収支差額」は一連の入金と出金の差引残額を表す表現のため、現行の会計制度（発生主義）にはなじまないとの指摘を受けたことから、それぞれ「〇〇収益」及び「損益差額」に変更する。

(3) 調査項目の追加

次の調査項目について、新たに調査項目を追加する。ただし、年間（決算）データの調査を行うことから、新たに調査項目を追加する場合は、従来の調査項目を削減する必要がある。

<共通事項>

- 事業年（度）に関する項目
- ・ 直近の事業年（度）の調査

<病院調査票>

- 一般病棟入院基本料に関する項目
- ・ 率7対1入院基本料の算定状況
- 救急医療に関する項目
- ・ 年間の緊急入院患者数が200名以上

<保険薬局調査票>

- 保険調剤の状況に関する項目
- ・ 調剤した全ての医薬品の数量（薬価基準の規格単位ベース）に占める後発医薬品の割合

・ 委託費の内訳（○）

・ その他の医業・介護費用の内訳（○）※土地賃借料は除く

③給与に関する項目のうち、職種別非常勤職員の給与月額（×）、労働時間に関する項目（◎）

④資産・負債に関する項目（○）

⑤設備投資に関する項目（○）

⑥租税公課・借入金等に関する次の項目

- ・ 借入金に関する項目（◎）
- ・ 税金に関する項目（○）

<保険薬局調査票>

①基本データに関する次の項目

- ・ 代表者又は開設者の職種（×）
- ・ 現在の薬局用建物の建築（改築）年月（×）
- ・ 薬局用建物の保有形態及び延べ面積（○）
- ・ 施設基準等の届出状況（○）
- ・ 代表者又は開設者の勤務状況（×）
- ・ 青色申告の有無（×）
- ・ 営業の状況（○）※休日日数は◎

・ 調剤基本料の請求区分（○）

・ 保険調剤の状況のうち、調剤報酬明細書の件数（○）

・ 従事者の状況のうち、青色事業専従者に関する項目（×）、労働時間に関する項目（◎）、無給の家族従事者に関する項目（×）

②収支に関する次の項目

- ・ 青色事業専従者給与（×）
- ・ 医療事務委託費（○）
- ・ その他の経費のうち、水道光熱費（○）、賃借料に関する項目（○）、広告宣伝費（○）※土地賃借料は除く
- ・ 税金に関する項目（○）
- ・ 借入金に関する項目（◎）

③資産・負債に関する項目（○）

④設備投資に関する項目（○）

⑤処方せん・医薬品の状況に関する項目（○）※調剤用備蓄医薬品目数は除く

4. 集計区分

速報値で報告する項目は、次のとおりとする。

(1) 基本集計（別紙1・2参照）

①病院

介護収益のない病院が減少してきていることから、「集計1」の対象施設を「医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設」とし、「集計1」および「集計2」を行う。

②一般診療所

「集計1」と「集計2」の施設数の違いが僅かであることから、歯科診療所・保険薬局と同様に「集計2」のみを行う。

③歯科診療所・保険薬局

前回と同様に「集計2」のみを行う。

集計1：医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関の集計

集計2：全ての医療機関等の集計（医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等および医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%以上の医療機関等の集計）

(2) 機能別集計等

①病院機能別の損益状況

- ・特定機能病院
- ・歯科大学病院
- ・DPC対象病院
- ・こども病院
- ・地域医療支援病院
- ・回復期リハビリテーション病棟入院基本料算定病院
- ・小児入院医療管理料算定病院
- ・亜急性期入院医療管理料算定病院
- ・ハイケアユニット入院管理料算定病院
- ・年間の緊急入院患者数が200名以上の病院（新）

②一般病棟入院基本料別の損益状況

③一般病院 病床規模別の損益状況

④100床当たりの損益状況（新）

⑤一般診療所 主たる診療科別の損益状況

⑥院外処方率別の損益状況

⑦保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況

⑧職種別常勤職員1人平均給料月（年）額等

⑨一般病院 職種別常勤職員1人平均給料月額推移

- ⑩療養病床を有する病院の損益状況
- ⑪療養病床を有しない病院の損益状況
- ⑫損益率の分布
- ⑬事業年（度）の分布（新）

(3) 速報値の報告から廃止される項目

- 「3. 調査内容の変更点」の(4)に記載されている調査項目が廃止された場合、次の項目が廃止される。
 - ①1施設当たりの従事者数
 - ②借入金の状況（年額）

(4) 当期純利益（または当期純損失）の表示の追加
病院（法人）のみに、従来の損益差額（税引前当期純利益または税引前当期純損失）の他に、当期純利益（または当期純損失）の表示を追加する。

(5) 年間（決算）データの集計の追加（別紙3・4参照）
年間（決算）データの集計は、集計1または集計2の「基本集計」、「100床当たりの損益状況（病院のみ）」、「職種別常勤職員1人平均給料年額等」、「損益率の分布」、「事業年（度）の分布」とする。

なお、上記(4)に一般診療所の当期純利益（または当期純損失）の表示を追加する場合、(5)に「病院機能別の損益状況」や「一般診療所 主たる診療科別の損益状況」などの年間（決算）データの集計を実施する場合は、2か月程度の集計期間が必要となる。
ただし、診療報酬改定のスケジュールを考慮すると、速報値の報告時期を遅らせることができないため、集計期日を前倒しする必要がある。
この場合、調査票の提出期限についても、現行の7月31日から1週間程度早める必要がある。

(6) その他
定点観測的手法を用いた調査については、層化無作為抽出を行ったうえで、前回調査においても調査に参加した医療機関等について、前回調査と比較を行う定点観測的調査を実施する。

5. その他

有効回答率の向上方策として、次のことを行う。

- ①ホームページを利用した電子調査票の活用を進める。
- ②調査対象となった医療機関等が「中央社会保険医療協議会」を知らない場合があるため、調査票に「厚生労働省」の名称及び「シンボルマーク」並びに「キヤッチフレーズ」を入れ、国が実施している調査であることを強調する。
- ③診療側関係団体から団体所属施設に対して、調査の周知や回答喚起などの協力を得ながら進める。
なお、診療側関係団体への調査客体名簿の提供は行わないこととする。

(別紙1)

集計区分について

(変更前)

区分	調査票回答施設	
	介護収益事業を営んでいない医療機関等	介護収益事業を営んでいる医療機関等
病院 二級診療所	(集計1) 介護収益事業に係る収入の増減 医療機関の集計	(集計2) 介護収益事業に係る収入の増減 及び 介護収益事業に係る収入のある医療機関等の集計
一般診療所 保険薬局		(集計2) 介護収益事業に係る収入の増減 及び 介護収益事業に係る収入のある医療機関等の集計

(変更後)

区分	調査票回答施設	
	医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等	医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%以上の医療機関等
病院	(集計1) 医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等の集計	(集計2) 医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等 及び 医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%以上の医療機関等の集計
一般診療所 歯科診療所 保険薬局		(集計2) 医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等 及び 医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%以上の医療機関等の集計

医療・介護収益に占める介護収益の割合別施設数・比率の比較

Table with columns for hospital type (Hospital, General Clinic, etc.), survey round (15th, 16th), number of facilities, and ratio of nursing revenue. Includes a total row at the bottom.

(注)病院は、特定機能病院、医科大学病院及び子ども病院は含まない。

Table with columns for hospital type (Hospital, General Clinic, etc.), survey round (15th, 16th), number of facilities, and ratio of nursing revenue. Includes a total row at the bottom.

第16回医療経済実態調査(医療機関等調査) 調査票回答状況

Table showing response status for the 16th survey, categorized by hospital type and survey round, including counts and percentages.

【(注)有効回答件数、回答率】

Table showing the number of effective responses and response rates for each survey round.

集計値の集計項目

Table 1: ①病院 (Hospital) - Summary of collection items for hospitals across survey rounds 16 and 17.

(注)集計区分が変更された場合に第16回調査結果を再集計する項目

Table 2: ②一般診療所 (General Clinic) - Summary of collection items for general clinics across survey rounds 16 and 17.

Table 3: ③歯科診療所 (Dental Clinic) - Summary of collection items for dental clinics across survey rounds 16 and 17.

Table 4: ④接産施設 (Midwifery Facility) - Summary of collection items for midwifery facilities across survey rounds 16 and 17.

第 17 回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱（案）

1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、損益の状況、従事者の人員及び給与の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原簿病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1の層化は、DPC対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。
- ウ 第2の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。
- エ 第3の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。
- オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

(3) 歯科診療所

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。
- ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
- エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。
- オ 抽出率は1/50とする。

(4) 保険薬局

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
- ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。
- エ 抽出率は1/25とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成21年6月の1月間と平成21年3月末までに終了する直近の事業年（年度）の1年間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

- (1) 調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行う。
- (2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、 沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級区分の6区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。（級地区分については別紙参照）

ク 第7の層化は、一般病院（特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く）、精神科病院（訂可病床のすべてが精神病床であるもの）別に開設者（国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人）ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1/1、その他については1/5とする。

(2) 一般診療所

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1の層化は、入院患者の有無別に分類し、この区分によって行う。
- ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。
- エ 第3の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。
- オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。
- カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
- キ 抽出率は1/25とする。

(別紙) 国家公務員の地域手当に係る級区分

級別	送付地域	都道府県	市町村名等
1級地	東京都	特別区	
2級地 (20市)	茨城県	取手市	
	埼玉県	和光市	
	千葉県	成田市、印西市	
	東京都	武蔵野市、野田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西武池袋市	
	神奈川県	鎌倉市、藤沢市	
	大阪府	大阪府、守口市、門田市	
	兵庫県	芦屋市	
3級地 (27市)	茨城県	つくば市	
	埼玉県	さいたま市、志木市	
	千葉県	船橋市、流山市、袖ヶ浦市	
	東京都	八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市	
	神奈川県	横浜市の、川崎市、鎌倉市	
	愛知県	名古屋市の、海谷市、豊田市	
	大阪府	吹田市、葛城町、桜井市、箕面市、高石市	
	兵庫県	西宮市、姫路市	
	奈良県	天理市	
4級地 (30市)	茨城県	水戸市、土浦市、守谷市	
	埼玉県	熊谷市	
	千葉県	千葉市、市川市、松戸市、葛飾市、習志野市	
	東京都	三鷹市、豊橋市、東村山市、あきる野市	
	神奈川県	横浜市の、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市	
	愛知県	稲沢市	
	三重県	大津市、津市	
	京都府	京都市	
	大阪府	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、曳田大阪府	
	兵庫県	神戸市、尼崎市	
	奈良県	奈良市の、大和郡山市	
	広島県	広島市の	
5級地 (54市 1町)	茨城県	土浦市	
	東京都	昭島市、武蔵野市、武蔵村山市、武蔵野市、牛久木、ひたちなか市	
	栃木県	宇都宮市	
	埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、蕨市、加須市、栗山松本市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、三郷市	
	千葉県	松戸市、船橋市、柏市、国分市、白井市	
	神奈川県	横浜市の、藤沢市、三浦郡葉山町	
	山梨県	甲府市	
	静岡県	静岡市の、沼津市、浜松市の	
	愛知県	豊田市の、豊田市、西尾市、大府市、知多市	
	三重県	津市、四日市市	
	滋賀県	守山市、栗東市	
	京都府	宇治市、亀岡市、京田辺市	
	大阪府	堺市、東大阪市の、泉佐野市	
	兵庫県	淡路市の、淡路市、須賀野市、須賀野市、須賀野市、須賀野市、須賀野市	
	奈良県	伊丹市、三田市	
	和歌山県	和歌山市、狭山市	
6級地 (8市 18町)	北海道	札幌市	
	茨城県	水戸市、多賀城市	
	埼玉県	龍ヶ崎市の、京西市	
	千葉県	鎌倉市の、小山町の、大田市の	
	東京都	練馬市の、豊島町の、大田市の	
	神奈川県	藤沢市の、香日町の、鎌倉市の、上尾市の、厚木市の、久喜市の、坂本町の、比企郡嵐山町の、北埼玉郡北川辺町の、北埼玉郡朝霞町の、北埼玉郡杉野町の	
	山梨県	甲府市の、富士市の、富士宮市の、富士川町の、富士川町の、富士川町の、富士川町の	
	静岡県	静岡市の、静岡市の、静岡市の、静岡市の、静岡市の、静岡市の、静岡市の、静岡市の、静岡市の、静岡市の	
	愛知県	豊田市の、豊田市の、豊田市の、豊田市の、豊田市の、豊田市の、豊田市の、豊田市の、豊田市の、豊田市の	
	三重県	津市の、津市の、津市の、津市の、津市の、津市の、津市の、津市の、津市の、津市の	
	京都府	京都市の、京都市の、京都市の、京都市の、京都市の、京都市の、京都市の、京都市の、京都市の、京都市の	
	大阪府	堺市の、堺市の、堺市の、堺市の、堺市の、堺市の、堺市の、堺市の、堺市の、堺市の	
	兵庫県	神戸市の、神戸市の、神戸市の、神戸市の、神戸市の、神戸市の、神戸市の、神戸市の、神戸市の、神戸市の	
	奈良県	奈良市の、奈良市の、奈良市の、奈良市の、奈良市の、奈良市の、奈良市の、奈良市の、奈良市の、奈良市の	
	和歌山県	和歌山市の、和歌山市の、和歌山市の、和歌山市の、和歌山市の、和歌山市の、和歌山市の、和歌山市の、和歌山市の、和歌山市の	
	広島県	広島市の、広島市の、広島市の、広島市の、広島市の、広島市の、広島市の、広島市の、広島市の、広島市の	
	山口県	山口市の、山口市の、山口市の、山口市の、山口市の、山口市の、山口市の、山口市の、山口市の、山口市の	
	徳島県	徳島市の、徳島市の、徳島市の、徳島市の、徳島市の、徳島市の、徳島市の、徳島市の、徳島市の、徳島市の	
	香川県	高松市の、高松市の、高松市の、高松市の、高松市の、高松市の、高松市の、高松市の、高松市の、高松市の	
	愛媛県	松山市の、松山市の、松山市の、松山市の、松山市の、松山市の、松山市の、松山市の、松山市の、松山市の	
	高知県	高知市の、高知市の、高知市の、高知市の、高知市の、高知市の、高知市の、高知市の、高知市の、高知市の	
	福岡県	福岡市の、福岡市の、福岡市の、福岡市の、福岡市の、福岡市の、福岡市の、福岡市の、福岡市の、福岡市の	
	佐賀県	佐賀市の、佐賀市の、佐賀市の、佐賀市の、佐賀市の、佐賀市の、佐賀市の、佐賀市の、佐賀市の、佐賀市の	
	長崎県	長崎市の、長崎市の、長崎市の、長崎市の、長崎市の、長崎市の、長崎市の、長崎市の、長崎市の、長崎市の	
	熊本県	熊本市の、熊本市の、熊本市の、熊本市の、熊本市の、熊本市の、熊本市の、熊本市の、熊本市の、熊本市の	
	宮崎県	宮崎市の、宮崎市の、宮崎市の、宮崎市の、宮崎市の、宮崎市の、宮崎市の、宮崎市の、宮崎市の、宮崎市の	
	鹿児島県	鹿児島市の、鹿児島市の、鹿児島市の、鹿児島市の、鹿児島市の、鹿児島市の、鹿児島市の、鹿児島市の、鹿児島市の、鹿児島市の	
	沖縄県	那覇市の、那覇市の、那覇市の、那覇市の、那覇市の、那覇市の、那覇市の、那覇市の、那覇市の、那覇市の	

第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）
における調査票（案）

- 病院調査票 ----- 1
- 一般診療所調査票 ----- 9
- 歯科診療所調査票 ----- 15
- 保険薬局調査票 ----- 21

(案)

H 医

秘

総務省承認 NO *****
承認期限 平成 年 月 日まで

平成21年6月

医療経済実態調査

(病院調査票)

(提出期限 平成21年7月〇日)

(宛名ラベル貼付位置)

必ずご記入ください

実施施設名		
記入者氏名		印
連絡先	電話番号	市外局番 () 市内局番 ()
	FAX番号	
	e-mail	@

厚生労働省
中央社会保険医療協議会

第1 基本データ

1 病院の開設者 (平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)				
1 国立(独立行政法人含む)	2 公立	3 公的	4 社会保険関係	5 医療法人
6 個人	7 その他の法人			①: 回

2 病床の状況 (平成21年6月30日現在)						
	一般病床	療養病床	精神科病床	結核病床	感染症病床	合計
許可病床数	②: 床	③: 床	④: 床	⑤: 床	⑥: 床	⑦: 床

3 地方の状況 (平成21年6月1か月間)	
地方せん料の算定(院外処方)の回数	⑧: 回
処方料の算定(院内処方)の回数	⑨: 回

4 特定入院料の算定状況 (平成21年6月30日現在、該当する番号(1又は2)を記入してください。)	
1 回復期リハビリテーション病棟入院料	1 算定している ・ 2 算定していない
2 小児入院医療管理料1又は2又は3	1 算定している ・ 2 算定していない
3 亜急性期入院医療管理料	1 算定している ・ 2 算定していない
4 ハイケアユニット入院医療管理料	1 算定している ・ 2 算定していない

5 入院基本料等の状況 (平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)	
1 一般医療入院基本料	1 7対1 ・ 2 2対1 ・ 3 10対1 ・ 4 13対1 ・ 5 15対1
6 特別入院基本料	7 該当していない
2 特定機能病院入院基本料(一般病棟)	1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 該当していない

6 承認等の状況 (平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)	
地域医療支援病院の承認の有無	1 あり ・ 2 なし

7 救急医療の状況 (直近の事業年(度)の実績で、該当する番号を記入してください。)	
年間の緊急入院患者数が200名以上	1 いる ・ 2 いない

8 直近の事業年(度)	
(個人立の場合は記入の必要はありません。)	平成 年 月 ~ 平成 年 月

第2 損 益

I 医業収益

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1 入院診療収益(患者負担含む)										
2 特別の療養費収益										
3 外来診療収益(患者負担含む)										
4 その他の医業収益										
医業収益合計	⑪					⑫				

II 介護収益

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑
1 施設サービス収益										
2 居宅サービス収益										
(うち)短期入居療養介護費										
3 その他の介護収益										
介護収益合計	⑳					㉒				

※ 病院として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III その他の収益

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	記入不要					⑳				
1 受取利息及び配当金	記入不要					⑳				
2 その他の収益										
その他の収益合計	記入不要					㉓				

IV 医業・介護費用

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(平成21年6月分)				
	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝
1 材料費										
(1) 医薬品費										
(2) 診療材料費・診療消耗器具器具費										
(3) 歯科材料費										
(4) 給食用材料費										
2 給与費 (事業年度の7割の金額を記入してください。)	記入不要					㉞				
3 委託費										
4 設備関係費										
(うち)減価償却費						記入不要				
(うち)建物減価償却費										
(うち)医療機器減価償却費										
(うち)土地賃借料										
5 雑費										
6 その他の医業・介護費用										
医業・介護費用合計	記入不要					㉟				

V その他の費用

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	記入不要					㊱				
1 受取利息	記入不要					㊱				
2 その他の費用										
その他の費用合計	記入不要					㊲				

VI 特別損益

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	記入不要					㊳				
1 特別利益	記入不要					㊳				
2 特別損失										
特別損益合計	記入不要					㊴				

VII 補助金・負担金

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	記入不要					㊵				
1 人件費補助	記入不要					㊵				
2 運営費補助										
3 設備費補助										
補助金・負担金合計	記入不要					㊶				

第3 給 与

I 給料

職 種	常 勤 職 員(平成21年6月分)					常 勤 職 員(直近の事業年(度))				
	人員	①	②	③	④	人員	⑤	⑥	⑦	⑧
病院長										
医 師										
歯科医師										
薬剤師										
看護職員										
看護補助職員										
医療技術員										
事務職員										
技能労務員・労務員										
役員										
合 計	⑨					⑩				

II 賞与

職 種	常 勤 職 員(平成21年6月分)					常 勤 職 員(直近の事業年(度))				
	人員	賞与	賞与	賞与	賞与	人員	賞与	賞与	賞与	賞与
病院長										
医 師										
歯科医師										
薬剤師										
看護職員										
看護補助職員										
医療技術員										
事務職員										
技能労務員・労務員										
役員										
合 計										

III 給与費等の内訳

給与費内訳	平成21年6月分					直近の事業年(度)				
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑
非常勤職員給料										
賞与支給額	記入不要					㉒				
退職給付費用										
法定福利費										
給与費等の合計	記入不要					㉓				

※ ㉓ 額 = ⑪ 額 + ⑫ 額 + ⑬ 額 + ⑭ 額 + ⑮ 額 + ⑯ 額 + ⑰ 額 + ⑱ 額 + ⑲ 額 + ㉑ 額

第4 資産・負債

○ 個人立病院は平成20年12月31日現在、個人立以外の病院は平成21年3月末までに終了した直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資産の部

科 目	金 額				
	①	②	③	④	⑤
I 流動資産					
II 固定資産					
III 繰越資産					
資産合計	⑥				

負債の部

科 目	金 額				
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
IV 流動負債					
V 固定負債					
負債合計	⑫				

第5 租税公課等

租税公課等(直近の事業年(度)の年額)	金額				
租税公課(※)	①	千	百	十	円
損害保険料	②				
寄付金	③				

※「租税公課」は、原則として税法上納金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

税金(直近の事業年(度)の年額)	金額				
所得税・法人税(給与の源泉徴収分は除く)	④	千	百	十	円
住民税(給与の源泉徴収分は除く)	⑤				
事業税	⑥				

※ 個人立病院については記入の必要はありません。

通勤手当(直近の事業年(度)の年額)	金額				
通勤手当	⑦	千	百	十	円

- 6 -

7

(案)

☐ 医

秘

総務省承認 NO. * * * * *
承認期限 平成 年 月 日まで

平成21年6月

医療経済実態調査

(一般診療所調査票)

(提出期限 平成21年7月〇日)

(宛名ラベル貼付位置)

必ずご記入ください

施設名			
記入者氏名	部署		
連絡先	電話番号	市外番号	(内線)
	FAX番号		
	e-mail	@	

厚生労働省
中央社会保険医療協議会

第1 基本データ

1 病院の開設者	(平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)		
	1 個人	2 医療法人	3 その他 ①:
2 主たる診療科目	(平成21年6月30日現在、応答する診療科目のうち、主たる診療科目の番号(別添「記入要領」(〇ページ参照)を記入してください。) ②:		
3 病床の状況(有床診療所のみ記入してください)	(平成21年6月30日現在)		
許可病床数	③:	床	
4 処方状況	(平成21年6月1か月間)		
処方せん枚の算定(院外処方)の回数	④:	回	
処方料の算定(院内処方)の回数	⑤:	回	
5 直近の事業年(度)	(個人立の場合は記入の必要はありません。)		
	平成	年	月 ~ 平成
			年 月

- 1 -

I 医療収益

科目	金額(平成21年6月分)				金額(直近の事業年(度))			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1 入院診療収益								
(1)保険診療収益(患者負担含む)								
(2)公費等診療収益								
(3)その他の診療収益								
2 外来診療収益								
(1)保険診療収益(患者負担含む)								
(2)公費等診療収益								
(3)その他の診療収益								
3 その他の医療収益								
医療収益合計								

II 介護収益

科目	金額(平成21年6月分)				金額(直近の事業年(度))			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1 施設サービス収益								
2 居宅サービス収益								
(うち)短期入所療養介護分								
3 その他の介護収益								
介護収益合計								

※ 診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 医薬・介護費用

科目	金額(平成21年6月分)				金額(直近の事業年(度))			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1 給与費 (「第3 給与」の71欄を記入してください。)								
2 医薬品費								
3 材料費								
(うち)給食用材料費								
4 委託費								
5 減価償却費								
(うち)建物減価償却費								
(うち)医療機器減価償却費								
6 その他の医薬・介護費用								
(うち)土地賃借料								
(うち)支払利息								
医薬・介護費用合計								

I 給料

職種	常勤職員(平成21年6月分)				常勤職員(直近の事業年(度))			
	人員	給料	賞与	合計	人員	給料	賞与	合計
院長 (院長の職務を兼任する人を含む)								
医師								
歯科医師								
薬剤師								
看護職員								
看護補助職員								
医療技術員								
事務職員								
技能労務員・労務員								
役員								
合計								

II 賞与

職種	常勤職員(平成21年6月分)		常勤職員(直近の事業年(度))	
	人員	賞与	人員	賞与
院長 (院長の職務を兼任する人を含む)				
医師				
歯科医師				
薬剤師				
看護職員				
看護補助職員				
医療技術員				
事務職員				
技能労務員・労務員				
役員				

III 給与費等の内訳

給与費内訳	平成21年6月分				直近の事業年(度)			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
非常勤職員給料								
賞与支給額								
退職給付費用								
法定福利費								
給与費等の合計								

※ ⑦ 欄 = ① 欄 + ② 欄 + ③ 欄 + ④ 欄 + ⑤ 欄

第4 資産・負債

- この調査表は、青色申告で「貸借対照表(資産負債表)」を税務署に提出した個人立診療所及び個人立以外の診療所(医療法人立診療所など)のみ記入してください。
- 個人立診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の診療所は平成21年3月末までに終了する直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資産の部		金額			
科目		①	②	③	④
I 流動資産					
II 固定資産					
III 繰延資産					
資産合計					

負債の部		金額			
科目		⑤	⑥	⑦	⑧
IV 流動負債					
V 固定負債					
負債合計					

第5 租税公課等

租税公課等(直近の事業年(度)の年額)	金額			
	①	②	③	④
租税公課(※)				
損害保険料				
寄付金				

※「租税公課」は、原則として税法上課税に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

通勤手当(直近の事業年(度)の年額)	金額			
	⑤	⑥	⑦	⑧
通勤手当				



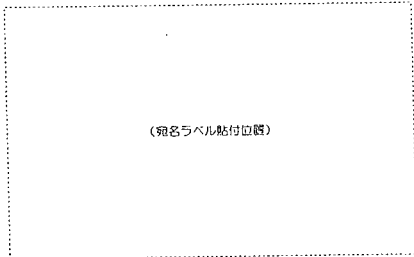
登録省承認 NO. *****
承認期限 平成 年 月 日まで

平成21年6月

医療経済実態調査

(歯科診療所調査票)

(提出期限 平成21年7月〇日)



(宛名ラベル貼付位置)

必ずご記入ください

Table with fields for facility name, registration name, telephone, fax, and email.

厚生労働省
中央社会保険医療協議会

Form for basic data including: 1. Hospital type, 2. Unit count, 3. Location status, 4. Business year.

第2 損益

第3 給与

I 医業収益

Table for medical revenue with columns for item, amount (June 2009), and amount (business year).

II 介護収益

Table for nursing revenue with columns for item, amount (June 2009), and amount (business year).

* 歯科診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 医業・介護費用

Table for medical and nursing expenses with columns for item, amount (June 2009), and amount (business year).

I 給料

Table for salaries comparing current month and business year across various staff categories.

II 賞与

Table for bonuses comparing current month and business year across various staff categories.

III 給与等の内訳

Table for breakdown of salaries and other payments for current month and business year.

* ⑨欄 = ①欄 + ②欄 + ③欄 + ④欄 + ⑤欄

第4 資産・負債

○この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人立歯科診療所及び個人立以外の歯科診療所(医療法人立歯科診療所など)のみ記入してください。
 ○個人立歯科診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の歯科診療所は平成21年3月末までに終了する直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資産の部		金額				
科目		①	②	③	④	⑤
I 流動資産						
II 固定資産						
III 繰延資産						
資産合計						

負債の部		金額				
科目		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
IV 流動負債						
V 固定負債						
負債合計						

- 4 -

19

第5 租税公課等

租税公課等(直近の事業年(度)の年額)	金額				
租税公課(※)	⑪				
損害保険料	⑫				
寄付金	⑬				

※1 租税公課とは、原則として税法上課税に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

通勤手当(直近の事業年(度)の年額)	金額				
通勤手当	⑭				

- 5 -

20

(案)

P 医

秘

税務省承認 NO. *****
承認期限 平成 年 月 日まで

平成21年6月
医療経済実態調査
(保険薬局調査票)
(提出期限 平成21年7月〇日)

(宛名ラベル貼付位置)

必ずご記入ください

施設名			
記入者氏名		印	
連絡先	電話番号	市外局番	(内線)
	FAX番号		
	e-mail		@

厚生労働省
中央社会保険医療協議会

21

第1 基本データ

1 資薬局の開設主体 (平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)

1 法人 2 個人 ①

2 保険調剤の状況 (平成21年6月1か月間)

処方せん枚数 ② 枚

(うち)後発医薬品を調剤した処方せん枚数 (平成21年6月1か月間) ③ 枚

調剤した全ての医薬品の数量(実価基準の規格単位ベース)のうち後発医薬品の割合(平成21年6月1か月間) ④ %

3 調剤用後発医薬品品目数

	内用薬	外用薬	注射薬
(薬価基準収載品目) (平成21年6月30日現在) ⑤	品目 ⑥	品目 ⑦	品目
(うち)後発医薬品品目数 ⑧	品目 ⑨	品目 ⑩	品目

4 従事者の状況 (平成21年6月30日現在)

	薬剤師 (個人立の場合のみ記入)	事務職員	その他の職員	合計
従事者数	⑪ 人	⑫ 人	⑬ 人	⑭ 人

5 直近の事業年(度)
(個人立の場合は記入の必要はありません。) 平成 年 月 ~ 平成 年 月

- 1 -

22

第2 損益

I 収益

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1 保険調剤収益(患者負担含む)										
2 公署等調剤収益										
3 その他の薬局事業収益										
収益合計										

II 介護収益

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑
1 居宅サービス収益										
2 その他の介護収益										
介護収益合計										

※ 保険薬局として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 費用

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
1 給与費										
2 医薬品等費 (うち)調剤用医薬品費										
3 委託費										
4 減価償却費 (うち)建物減価償却費 (うち)調剤用機器減価償却費										
5 その他の経費 (うち)土地賃借料 (うち)料子割引料										
費用合計										

第3 資産・負債

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債側)」を税務署に提出した個人薬局及び個人薬局以外の薬局のみ記入してください。
- 個人薬局は平成20年12月31日現在、個人薬局以外の薬局は平成21年3月末までに終了する直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資 産 の 部		金 額	
科 目		①	②
I 流動資産			
II 固定資産			
III 繰延資産			
資産合計			

負 債 の 部		金 額	
科 目		③	④
IV 流動負債			
V 固定負債			
負債合計			

第4 租税公課等

租税公課等(直近の事業年(度)の年額)	金 額	
	①	②
租税公課(※)		
損害保険料		
寄付金		

※「租税公課」は、原則として税法上税金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

通勤手当(直近の事業年(度)の年額)	金 額	
	③	④
通勤手当		

第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）
における調査票記入要領（案）

○ 病院調査票記入要領 1


○ 一般診療所調査票記入要領 17

○ 歯科診療所調査票記入要領 31

○ 保険薬局調査票記入要領 45

平成21年6月 医療経済実態調査

病院調査票 記入要領

 厚生労働省
中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（病院等調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の病院を対象とします。ただし、開設者が医療機関であるもの（特定機能病院及び歯科大学病院は除く。）、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、原簿病院、自衛隊病院等の特殊な病院は除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる病院を、介護療養施設サービス事業実施の有無別、病床数が200床以上・未満別、院外処方の有無別、地域別、病院種別及び開設者別に層化し、特定機能病院、歯科大学病院及び小児科病院（小児総合医療施設）については1/1、その他については1/5を無作為に抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した最近の事業年（歴）について実施します。

5 調査票の項目

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成21年7月〇日までに必要するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒109-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

II 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や業務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医療と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医療に利用される部分とをできるだけ正確に把握し、記入してください。
また、看護師養成事業等の附属事業に関するものは医療関係分に含めてください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより区分して、調査対象となった施設のみ記入してください。
- (4) 病院として調査対象となったが、休・廃止した場合、あるいは診療所となった場合は、その旨及びその年月日を、調査票の裏紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】
フリーダイヤル 0120-00-0000
フリーダイヤルFAX 0120-xx-xxxx
受付時間 平日 ΔΔ:ΔΔ~ΔΔ.ΔΔ

○ この調査票は、特に示してあるものほかは、平成21年6月30日現在の事実について記入してください。

1 病院の開設者	<p>1 国 立 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構が開発する病院、国立高度専門医療センター、連携病院のことです。</p> <p>2 公 立 都道府県立、市町村立、地方独立行政法人のことです。</p> <p>3 公 的 日赤、済生会、北海道社会事業協会、陸生連、国民健康保険団体連合会のことです。</p> <p>4 社会保険関係 全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合のことです。</p> <p>7 その他の法人 公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社など1〜6に該当しない法人のことです。</p>
2 病床の状況	許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を病床種別ごとに記入してください。
3 地方の状況	平成21年6月1日から平成21年6月30日の期間内の処方せん料の算定(院外処方)の回数及び地方の算定(院内処方)の回数を記入してください。
8 直近の事業年(度)	平成21年3月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここに記入した期間が対象になります。 個人立病院については、記入の必要はありません。

「第2 損益」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票には、特に示してあるもの他は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に提供した医療及び介護に関連するすべての収益(支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む)と、これに対応するすべての費用(未払分を含む)を記入してください。
ただし、家計分は含めなくてください。
- 「直近の事業年(度)」の欄の記入にあたっては、当該年(度)の損益計算書の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該病院のみを推計して記入してください。

1 医療収益

【調査票①~⑩欄】

1 入院診療収益

【調査票① ⑥欄】

入院患者の医療に係る収益で、次の(1)~(3)までの収益の合計額を記入してください。

- (1) 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額などによる収益
- (2) 公費医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる収益
- (3) 自費診療、特別メニューの食事など(ただし、特別の療養環境収益に係るものは除く)による収益

2 特別の療養環境収益

【調査票⑦ ⑩欄】

入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額を記入してください。

3 外来診療収益

【調査票⑧ ⑩欄】

外来(往診を含む)患者の医療に係る収益で、次の(1)~(3)までの収益の合計額を記入してください。

- (1) 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額などによる収益
- (2) 公費医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる収益
- (3) 自費診療などによる収益

4 その他の医療収益

【調査票⑨ ⑩欄】

次の(1)~(4)までの収益の合計額を記入してください。

- (1) 保健予防活動収益
各々の健康診断、予防接種など集団的保健予防活動による収益
- (2) 医療相談収益

人間ドック、妊産婦健康指導など個別の保健予防活動による収益

- (3) 受託検査・施設利用収益
他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益及び医療設備器械を他の医療機関の利用に供した場合の収益

- (4) その他の医療収益
・文書料など上記の科目に属さない医療収益

保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/1.2の額を、この欄から減算し調整してください。

II 介護収益

【調査票⑪~⑬欄】

病院として介護保険事業を営んでいない場合は、記入の必要はありません。

1 施設サービス収益

【調査票⑪ ⑬欄】

施設サービスに係る収益(短期入所療養介護を除く)で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。
また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。

2 居宅サービス収益

【調査票⑫ ⑬欄】

居宅サービスに係る収益(短期入所療養介護を含む)で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。
また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。

(うち)短期入所療養介護分

【調査票⑬ ⑬欄】

上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。

3 その他の介護収益

【調査票⑭ ⑬欄】

文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。

保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/1.2の額を、この欄から減算し調整してください。

III その他の収益

【調査票⑯~㉔欄】

1 受取利息及び配当金

【調査票㉑欄】

直近の事業年(度)実績を記入してください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。

2 その他の収益

【調査票㉒ ㉔欄】

有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益を記入してください。
なお、補助金・負担金等による収益はこの欄ではなく、調査票〇頁の「VII 補助金・負担金等」の欄に記入してください。

IV 医薬・介護費用

【調査票㉕~㉗欄】

「I 医療収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。

1 材料費	
(1) 医薬品費 【調査票⑨(14)欄】	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用品費、注射用薬品(血液、血液製剤類を含む)、試薬、造影剤、外用薬、外科用薬剤の費消額をいいます。
(2) 診療材料費・医療消耗器具備品費 【調査票⑨(15)欄】	(1) 診療材料費 レントゲンフィルム、酸素、ギブス粉、包帯、カーゼ、組合糸、糸など1回ごとに消費するものの費消額をいいます。 (2) 医療消耗器具備品費 ① 注射針・筒、ゴム管、体温計、シャーレ、聴診器、血圧計、担子庫、歯科用の石膏、印象材などの診療用具で使用を開始したものの費消額(払出額)をいいます。 ② 食器、さる、食缶、鍋など患者給食用具で使用を開始したものの費消額(払出額)をいいます。
(3) 歯科材料費 【調査票⑨(16)欄】	歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合金・被覆材料などの費消額をいいます。
(4) 給食用材料費 【調査票⑨(17)欄】	費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。
2 給与費 【調査票⑩(1)欄】	「第3 給与」の①の欄の金額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
3 委託費 【調査票⑩(2)欄】	検査、給食、寝食、医療用洗剤、歯科検診、医療事務、清掃、経理、整備などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。
4 設備関係費 【調査票⑩(3)欄】	支払った金額などを記入してください。 「設備関係費」に該当する費目は「参考資料1」(1)(2)を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち)減価償却費 【調査票⑩(4)欄】	建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輛船などの減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
(うち)建物減価償却費 【調査票⑩(5)欄】	建物の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
(うち)医療機器減価償却費 【調査票⑩(6)欄】	医療機器の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
(うち)土地賃借料 【調査票⑩(7)欄】	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料を記入してください。
5 雑費 【調査票⑩(8)欄】	支払又は費消した金額を記入してください。 「雑費」に該当する費目は「参考資料2」(○頁)を参考にし、その合計額を記入してください。

6 その他の医薬・介護費用 【調査票⑩(9)欄】	研究開発費(研究材料の費用、研究開発用圖書の購入費、学会への参加費など)や本部費・本部役員報酬に係る費用で病院の負担に属する額などを記入してください。
V その他の費用 【調査票⑩(10)欄】	
1 支払利息 【調査票⑩(11)欄】	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
2 その他の費用 【調査票⑩(12)欄】	有価証券売却損、患者外給食材料費、貸倒損失などの費用で、上記の科目に含まれないものを記入してください。
VI 特別損失 【調査票⑩(13)欄】	直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
1 特別利益 【調査票⑩(14)欄】	固定資産売却益などの特別利益(補助金・負担金等を除く)を記入してください。
2 特別損失 【調査票⑩(15)欄】	固定資産売却損などの特別損失を記入してください。
VII 補助金・負担金等 【調査票⑩(16)～(18)欄】	国、地方公共団体、系統機関などからの補助金・負担金等の交付金や人件費補助、運営費補助、設備費補助の交付目的によって区分し、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。

「第3 給与」の記入要領 (調査票○頁)

- この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年(度)の常勤職員に係る給与等について記入してください。
- 個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給している者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員 【調査票⑪(1)～(6)欄】	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
1 給料 【調査票⑪(1)～(4)欄】	
人 員 【調査票⑪(1)～(10)欄】 【調査票⑫(1)～(3)欄】	平成21年6月及び直近の事業年(度)に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。
給 料 【調査票⑪(2)～(4)欄】 【調査票⑫(1)～(4)欄】	平成21年6月及び直近の事業年(度)に常勤職員に支給した現金給与額(税込)の職種区分毎の総額を記入してください。 個人立病院で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。 給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労務の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち符號師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 なお、年俸制を採用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1/12の額と平成21年6月に支給した諸手当とを合算した額及び直近の事業年(度)の年俸と当該年(度)に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。
病院長	個人立病院の開設者でない病院長、個人立病院以外の病院長について記入してください。 個人立病院の開設者である病院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。
看護職員	保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。
看護補助職員	看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者(介護者)をいいます。
医療技術員	診療放射線技師、臨床検査技師、検査士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない労務員・補助員、労務員をいいます。

役 員	医療法人立などの病院の理事長、理事、監事等主として役員としての業務に従事している者をいいます。 理事(長)兼病院長の場合は「病院長」、理事兼専従者の場合は「専務職員」の欄に記入してください。
II 賞与 【調査票⑫(5)～(6)欄】	常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金をいいます。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
人 員 【調査票⑫(5)～(6)欄】	直近の事業年(度)に賞与、期末手当等の一時金を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 個人立病院で、青色事業専従者として賞与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。
賞 与 【調査票⑫(5)～(6)欄】	直近の事業年(度)に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 個人立病院で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。
III 給与等の内訳	
非常勤職員給料 【調査票⑫(7)欄】	平成21年6月及び直近の事業年(度)に非常勤職員以外の者に支給した現金給与額(税込)の総額を記入してください。
賞与支給額 【調査票⑫(8)欄】	直近の事業年(度)に職員(非常勤職員を含む)に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付費用 【調査票⑫(9)欄】	直近の事業年(度)に支給した退職金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
法定福利費 【調査票⑫(10)欄】	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) 平成21年6月及び直近の事業年(度)に支給した給付に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当給付金の事業主負担額 (2) 直近の事業年(度)に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当給付金の事業主負担額及びその1/12の額 (3) 直近の事業年(度)に支払った労働保険料(雇用保険、労災保険)の事業主負担額及びその1/12の額
給与等等の合計 【調査票⑫(11)欄】	この欄の金額を「第2 指針」の「2 給与費」の欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票の記入にあたっては、個人立病院は平成20年12月31日現在、個人立以外の病院は直近の事業年(度)の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の病院の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、償却率、従事者数の割合など、調査対象となった病院分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を掛けて推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 【調査票①欄】	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 【調査票②欄】	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 【調査票③欄】	創業費(法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開業準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 【調査票④欄】	経常的な活動によって生じた貸借金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 【調査票⑤欄】	地方債(企業債を含む)及び公債、事業債、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。 なお、地方債による長期借入金を借入資本金として整理している場合についても、この欄に含めて記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、特に示してあるものほかは、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額を記入してください。

「租税公課等(直近の事業年(度)の年額)」	
租税公課 【調査票①欄】	次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。 (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、献金
損害保険料 【調査票②欄】	火災保険料、病院賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。 なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。
寄付金 【調査票③欄】	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。
「税金(直近の年(度)の年額)」	所得税などの税務申告が、本院、分統の総理をまとめた形で行われている場合には、 <u>税金総額を利益(医療収益-医療費用)金額の割合で按分し、調査対象となった病院分の負担額を記入してください。</u> この按分が不可能な場合は医療収益額、職員数などを用いて計算してください。
所得税・法人税 【調査票④欄】	個人立病院は記入の必要はありません。 個人立以外の病院は直近の事業年(度)の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。
住民税 【調査票⑤欄】	個人立病院は記入の必要はありません。 個人立以外の病院は直近の事業年(度)の住民税確定申告書の「年税額」「法人税額」+「均等割額」の金額を記入してください。
事業税 【調査票⑥欄】	個人立病院は記入の必要はありません。 個人立以外の病院は直近の事業年(度)の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。
「通勤手当(直近の事業年(度)の年額)」	通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

参考資料 1

「設備関係費」について (調査票〇頁)

- 「第2 損益」の「IV 医療・介護費用」のうち、「4 設備関係費」に含まれる費目は、次のとおりです。
- なお、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/12の額としてください。

減価償却費	建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輜船舶などの減価償却費
設備器械賃借料	設備、器械の使用料(リース料、レンタル料)
土地賃借料	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料
建物賃借料	建物、構築物(門、へいなど)を賃借することにより所有者に対して払う賃料
修繕費	有形固定資産に損傷、腐蝕、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用。(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の固定資産の保有に係る租税公課。ただし、車両関係費に該当するものを除く。
器械保守料	器械の保守契約に係る費用
器械設備保険料	施設設備に係る火災保険料等の費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用

参考資料 2

「経費」について (調査票〇頁)

- 「第2 損益」の「IV 医療・介護費用」のうち、「5 経費」に含まれる費目は、次のとおりです。
- なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/12の額としてください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び従事者に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費 *	従業員に支給又は貸与する白衣、防護衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費	カルテ、検査依頼、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの消費額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの消費額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
会議費	運営委員会など院内管理のための会議の費用
光熱水費 *	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用。ただし、救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料に係るものは除く。
保険料 *	生命保険料、病院賠償責任保険料など保険契約に基づく費用。ただし、福利厚生費(上記参照)、器械設備保険料(〇頁参照)及び車両関係費(〇頁参照)に該当するものを除く。
交際費 *	接待費及び庶務など交際に関する費用
諸会費 *	各種任意団体に對する会費、分担金などの費用
租税公課 *	(1) 事業税、消費税、印紙税、登録免許税などの租税で原則として税法上損金に算入されるもの。

ただし、固定資産税等（○真参照）及び 車両関税費（○真参照）に
該当するものを除く。

(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費
など）、献金

徴収不能損失

*

徴収不能損失引当金（貸倒引当金）への繰入額

送 費

寄付金など上記の科目に属さない費用

14

15

16

平成21年6月 医療経済実態調査

一般診療所調査票 記入要領



厚生労働省
中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（一般診療所調査票）

I 調査の概要

- 1 調査の目的
病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、
社会保険診療報酬に関する基礎資料を基盤することを目的とします。
- 2 調査の対象及び客体
(1) 調査の対象
社会保険による診療を行っている全国の一般診療所を対象とします。ただし、特定人のた
めに開設されている閉鎖的なもの、刑務所、船内等に設置される一般診療所等は除外します。
また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター及び夜間診療所等も除外します。
(2) 調査の客体
調査対象となる一般診療所を、病棟の有無別、有床については入院患者の有無別、主たる
診療科別、有床については介護療養施設サービス事業の有無別、院外地方の有無別、地域別
に格化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定します。
- 3 調査の主体
中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。
- 4 調査の時期
平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了
した直近の事業年（度）について実施します。
- 5 調査票の種類
(1) 第1 基本データ
(2) 第2 損益
(3) 第3 給与
(4) 第4 資産・負債
(5) 第5 租税公課等
- 6 調査の方法
医療機関の管理者が記入します。
- 7 調査票の提出期限
調査票は、平成21年7月〇日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に発送
してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

- 1 -

17

18

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票〇頁)

II 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用されるものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事項については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本院、分院等の関係にあって、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより核分して、調査対象となった施設のみ記入してください。
- (4) 一般診療所として調査対象となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計額がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】
フリーダイヤル 0120-00-0000
フリーダイヤルFAX 0120-xxxx-xxxx
受付時間 平日 ΔΔ:ΔΔ~ΔΔ:ΔΔ

○ この調査票は、特に示してあるもの以外は、平成21年6月30日現在の事実について記入してください。

2 主たる診療科目	<p>述懐する診療科目のうち、主たる診療科目について、以下の番号を記入してください。該当する診療科目がない場合は、最も多い可能な最近の診療科目を記入してください。</p> <p>ただし、麻酔科については、麻酔科の広告許可を受けている者のいる施設に限ります。</p> <p>なお、また主たる診療科目の考え方の優先順位は、①科目別患者数が多いもの、②院長又は常勤医師(非常勤医師のときは管理医師)の主たる専門科目、③院長が主たる診療科目として判断するものとします。</p> <p>(診療科目)</p> <table border="0"> <tr> <td>01 内科</td> <td>02 呼吸器内科</td> <td>03 循環器内科</td> </tr> <tr> <td>04 消化器内科(肝胆内科)</td> <td>05 腎臓内科</td> <td>06 神経内科</td> </tr> <tr> <td>07 泌尿器内科(泌尿内科)</td> <td>08 血液内科</td> <td>09 皮膚科</td> </tr> <tr> <td>10 アレルギー科</td> <td>11 リウマチ科</td> <td>12 感染症内科</td> </tr> <tr> <td>13 小児科</td> <td>14 精神科</td> <td>15 心臓内科</td> </tr> <tr> <td>16 外科</td> <td>17 呼吸器外科</td> <td>18 麻酔科(麻酔科)・麻酔科</td> </tr> <tr> <td>19 乳腺外科</td> <td>20 気管食道外科</td> <td>21 消化器外科(肝胆外科)</td> </tr> <tr> <td>22 泌尿器科</td> <td>23 肛門外科</td> <td>24 脳神経外科</td> </tr> <tr> <td>25 整形外科</td> <td>26 形成外科</td> <td>27 美容外科</td> </tr> <tr> <td>28 眼科</td> <td>29 耳鼻いんこう科</td> <td>30 小児外科</td> </tr> <tr> <td>31 産婦人科</td> <td>32 産科</td> <td>33 婦人科</td> </tr> <tr> <td>34 リハビリテーション科</td> <td>35 放射線科</td> <td>36 麻酔科</td> </tr> <tr> <td>37 病理診断科</td> <td>38 臨床検査科</td> <td>39 救急科</td> </tr> </table>	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	04 消化器内科(肝胆内科)	05 腎臓内科	06 神経内科	07 泌尿器内科(泌尿内科)	08 血液内科	09 皮膚科	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科	13 小児科	14 精神科	15 心臓内科	16 外科	17 呼吸器外科	18 麻酔科(麻酔科)・麻酔科	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(肝胆外科)	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科
01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科																																						
04 消化器内科(肝胆内科)	05 腎臓内科	06 神経内科																																						
07 泌尿器内科(泌尿内科)	08 血液内科	09 皮膚科																																						
10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科																																						
13 小児科	14 精神科	15 心臓内科																																						
16 外科	17 呼吸器外科	18 麻酔科(麻酔科)・麻酔科																																						
19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(肝胆外科)																																						
22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科																																						
25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科																																						
28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科																																						
31 産婦人科	32 産科	33 婦人科																																						
34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科																																						
37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科																																						
3 病床の状況(有床診療所のみ)	許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を記入してください。																																							
4 処方の状況	平成21年6月1日から6月30日の期間内の処方せん料の算定(院外処方)の回数及び処方料の算定(院内処方)の回数を記入してください。																																							
5 直近の事業年(度)	平成21年3月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。 個人立診療所については、記入の必要はありません。																																							

「第2 損益」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、特に示してあるもの以外は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に提供した医療及び介護に関連するすべての収益(支払基金・国保連等)に請求中の未収分を含むと、これに対応するすべての費用(未払分を含む)を記入してください。ただし、家計分は含めなくてください。
- 「直近の事業年(度)」の欄の記入にあたっては、当該年(度)の損益計算書(収支決算書)の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っていた場合でも、当該診療所のみを推計して記入してください。

- 1 医業収益
【調査票①~⑩欄】
- 1 入院診療収益
【調査票①~③欄】
【調査票⑨~⑩欄】
- (1) 保険診療収益
(患者負担含む)
【調査票① ⑨欄】
- (2) 公費等診療収益
【調査票② ⑩欄】
- (3) その他の診療収益
【調査票③ ⑩欄】
- 2 外来診療収益
【調査票④~⑥欄】
【調査票⑦~⑧欄】
- (1) 保険診療収益
(患者負担含む)
【調査票④ ⑩欄】
- (2) 公費等診療収益
【調査票⑤ ⑩欄】
- (3) その他の診療収益
【調査票⑥ ⑩欄】
- 3 その他の医業収益
【調査票⑦ ⑩欄】

入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、福祉予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

公費医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

自費診療、特別メニューの食事、特別の療養環境収益(特別室の特別料金徴収額)などの金額を記入してください。

外来(往診を含む)患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、福祉予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

公費医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

外来患者の医療に係る収益で、自費診療などの金額を記入してください。

次の(1)~(3)までの収益の合計額を記入してください。

(1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等

の公衆衛生・地域医療活動などによる収益

学校医・産業医の手当などを年払い、期払いなどの形態で受給している場合、平成21年6月分については、直近の事業年(度)の受益額(税込)の1/1.2の額を記入してください。

(2) 医師会病院からの滞付金、受託検査収益、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、生命保険の審査料、文書料(診断書料)、各種手数料などによる収益

(3) その他の収益

- ① 有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益
- ② 受取利息、配当金、補助金(直近の事業年(度)において団、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの)、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益

保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/1.2の額を、この欄から減算し調整してください。

II 介護収益
【調査票⑦~⑩欄】

診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

1 施設サービス収益
【調査票⑧ ⑩欄】

施設サービスに係る収益(短期入所療養介護を除く)で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。

また、特別な栄養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。

2 居宅サービス収益
【調査票⑨ ⑩欄】

居宅サービスに係る収益(短期入所療養介護を含む)で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。

また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。

(うち)短期入所療養介護
【調査票⑨ ⑩欄】

上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。

3 その他の介護収益
【調査票⑩ ⑩欄】

文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。

保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/1.2の額を、この欄から減算し調整してください。

III 医業・介護費用
【調査票⑪~⑬欄】

1 給与費
【調査票⑪ ⑬欄】

「I 医業収益」及び「II 介護収益」に引当る費用の額を記入してください。

「第3 給与」⑪欄の金額を記入してください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。

2 医薬品費 【調査票②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。</p> <p>医薬品費とは、投薬用医薬品、外用薬、注射用医薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤などの費用額をいいます。</p> <p>費診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。</p> <p>(注) 円未満は四捨五入してください。</p> <p>(1) 平成21年6月分</p> <p>(a) 月次決算で医薬品のたな卸（純増たな卸を含む）を実施している場合</p> <p>5月または前月から6月医薬品購入額 - 6月末のたな卸額</p> <p>(b) ①以外の診療所において、年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合</p> $\frac{\text{6月分診療取崩} \times \text{直近の事業年（度）の医薬品費}}{\text{直近の事業年（度）の診療収益}}$ <p>(c) ①②に該当しない場合</p> <p>直近の事業年（度）の医薬品購入額の1/12の額</p> <p>(2) 直近の事業年（度）分</p> <p>(a) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合</p> <p>直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額</p> <p>(b) ①に該当しない場合</p> <p>直近の事業年（度）の医薬品購入額</p>
3 材料費 【調査票②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。</p> <p>(1) 診療材料費</p> <p>レントゲンフィルム、酸素、ボブス粉、包帯、ガーゼ、絆合糸、水など1回ごとに消費するものの費用額</p> <p>(2) 医療消耗器具備品費</p> <p>注射針・筒、ゴム管、体温計、シヤール、聴診器、血圧計、電子秤などの診療用具、食器、ざる、食器、鍋などの患者給食用具で使用を開始したものの費用額（払出額）</p> <p>なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。</p> <p>(うち)給食用材料費 【調査票②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】</p> <p>費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。</p>
4 委託費	検査、給食、医療用廃棄物、診療事務、器具、設備、清掃、経理、管

【調査票②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>備、各種器具保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。</p> <p>年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1/12の額を記入してください。</p>
5 減価償却費 【調査票②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>帳簿申告などのために作成した直近の事業年（度）の減価償却費（収支決算書）の額を記入してください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p> <p>償却計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年（度）実績がない診療所は、別添の「補助簿（減価償却資産調記入簿）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</p> <p>この場合、「減価償却費」及び「医薬・介護費用合計」の額は未記入のままとしてください。</p>
(うち)建物減価償却費 【調査票②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>建物の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p>
(うち)医療機器減価償却費 【調査票②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>医療機器の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p>
6 その他の医薬・介護費用 【調査票②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>支払又は費消した金額を記入してください。</p> <p>「その他の医薬・介護費用」に該当する費目は、「参考資料」(Q)①を参考にし、その合計額を記入してください。</p>
(うち)土地賃借料 【調査票②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>土地賃借料の金額を記入してください。</p>
(うち)支払利息 【調査票②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、直近の事業年（度）実績を記入してください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p>

「第3 給与」の記入要領 (調査票Q頁)

- この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年（度）の常勤職員に係る給与支払額などについて記入してください。
- 個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額を記入してください。

常勤職員 【調査票①④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者といえます。</p>
1 給料 【調査票①④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>平成21年6月及び直近の事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。</p> <p>個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。</p>
人 員 【調査票①④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>平成21年6月及び直近の事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。</p> <p>個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。</p>
給 料 【調査票①④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。</p> <p>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。</p> <p>給料（本俸又はこれに相当するもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。</p> <p>また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。</p> <p>なお、年俸制を採用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1/12の額を平成21年6月に支給した給与とを含めた延べ人数及び直近の事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した給与とを合計した額を記入してください。</p>
院 長	<p>個人立診療所の開設者でない院長、個人立診療所以外の院長について記入してください。</p> <p>個人立診療所の開設者である院長は、「人 員」、「給料」及び「給与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。</p>
客員職員	保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。
看護補助職員	看護師、准看護師などの資格を有しない看護補助者（介護者）をいいます。
医療技術員	診療放射線技師、臨床検査技師、宗教学士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。
技術事務員・事務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、事務員をいいます。

役 員	<p>医療法人立などの診療所の理事長、理事、監事等で主として役員としての業務に従事している者をいいます。</p> <p>理事（長）、副院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務総長」の欄に記入してください。</p>
II 給与 【調査票④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>常勤職員に支給した給与、期末手当等の一時金をいいます。</p> <p>使用人兼務役員に対する給与は含まれますが、専従役員に対する役員給与は計上しないでください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p>
人 員 【調査票④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>直近の事業年（度）に給与、期末手当等の一時金を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。</p> <p>個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給した者についても、この欄に含めて記入してください。</p>
賃 与 【調査票④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>直近の事業年（度）に常勤職員に支給した給与、期末手当等の一時金を支給した額を記入してください。</p> <p>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。</p>
III 給与等の内訳 【調査票④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>非常勤職員給料 【調査票④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】</p> <p>平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。</p> <p>給与支給額 【調査票④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】</p> <p>直近の事業年（度）に職員（非常勤職員を含む）に支給した給与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p> <p>使用人兼務役員に対する給与は含まれますが、専従役員に対する役員給与は計上しないでください。</p>
退職給付費用 【調査票④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>直近の事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。</p> <p>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</p>
法定福利費 【調査票④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。</p> <p>(1) 平成21年6月及び直近の事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額</p> <p>(2) 直近の事業年（度）に支給した給与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額及びその1/12の額</p> <p>(3) 直近の事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額及びその1/12の額</p>
給与費等の合計 【調査票④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	<p>この欄の金額は「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。</p>

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債両面)」を根拠等に提出した個人立診療所及び個人立以外の診療所(医療法人立診療所など)のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人立診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の診療所は直近の事業年(度)の貸借対照表の数字を基盤としてください。
- 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面談、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の業態を最も適切に反映していると思われる係数を基盤として推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 【調査票①欄】	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 【調査票②欄】	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 【調査票③欄】	創業費(法人の設立登記までに出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 【調査票④欄】	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 【調査票⑤欄】	地方債(企業債を含む)及び公債、事業債、銀行などからの借入金並びに一般会計、不支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課等(直近の事業年(度)の年額)」	
租税公課 【調査票①欄】	次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。 (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、賦課金
損害保険料 【調査票②欄】	火災保険料、病院賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。 なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。
寄付金 【調査票③欄】	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の総額を記入してください。
「通勤手当(直近の事業年(度)の年額)」	通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

その他の医療・介護費用

「その他の医療・介護費用」について (調査票〇頁)

- 「第2 損益」の「III 医療・介護費用」において「6 その他の医療・介護費用」に含まれる科目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に支払(未払分を含む)又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/12の額としてください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び経費に際して一定の基準により支給される金品などの現物給付
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	* 従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費	電話料、電報料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車両費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会議費	運営委員会など院内管理のための会議の費用
光熱水費	* 電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修繕費	* 有形固定資産に損傷、腐蝕、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能力、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
賃借料	* 設備、器械の使用料などの費用(リース料・レンタル料)。ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	* 土地の賃借料
(うち)建物賃借料	* 建物、部屋の賃借料

(うち)医療機器賃借料	医療機器の賃借料
損害保険料	* 火災保険料、医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交際費	* 接待費及び経費など交際に関する費用
諸会費	* 各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	* (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、賦課金
研究研修費	* 研究材料の費用、研究研修用図書購入費、学会への参加旅費などの費用
支払利息	* 短期借入金、長期借入金の支払利息
雑費	* 寄付金など上記の科目に属さない費用など

平成21年6月 医療経済実態調査

歯科診療所調査票 記入要領



厚生労働省
中央社会保険医療協議会

I 調査の概要

- 1 調査の目的
病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。
- 2 調査の対象及び客体
(1) 調査の対象
社会保険による診療を行っている全国の歯科診療所を対象とします。ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、船内に設置される歯科診療所及び夜間歯科診療所等は除外します。
(2) 調査の客体
調査対象となる歯科診療所を、院外処方の有無、地域別及び常勤の歯科医師数別に層化し、それぞれ無作為に1/50を抽出して客体を選定します。
- 3 調査の主体
中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。
- 4 調査の時期
平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。
- 5 調査票の種類
(1) 第1 基本データ
(2) 第2 損益
(3) 第3 給与
(4) 第4 資産・負債
(5) 第5 租税公課等
- 6 調査の方法
医療機関の管理者が記入します。
- 7 調査票の提出期限
調査票は、平成21年7月〇日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医政課内 中央社会保険医療協議会 宛

II 調査についての注意事項

- 1 一般的事項
(1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
(2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医薬と薬計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医薬に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
(3) 本院、分院等の関係において、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
(4) 歯科診療所として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の裏紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。
- 2 調査票の記入
(1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
(2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
(3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
(4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】
フリーダイヤル 0120-00-0000
フリーダイヤルFAX 0120-xx-xxxx
受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第1 基本データ」の記入要領（調査票〇頁）

- 〇 この調査票は、特に示してあるもの以外は、平成21年6月30日現在の事実について記入してください。
- 2 ユニット数
設置されているユニット数を記入してください。
- 3 処方の状況
平成21年6月1日から6月30日の期間内の処方せん科の算定（院外処方）の回数及び処方科の算定（院内処方）の回数を記入してください。
- 4 直近の事業年（度）
平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）を記入してください。なお、今後、直近の事業年（度）とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。
個人立歯科診療所については、記入の必要はありません。

「第2 損益」の記入要領 (調査票〇頁)

○ この調査票には、特に示してあるもの他は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に発生した収益及び介護に開連するすべての収益(支払基金・借入金等)に請求中の未収分を含む)と、これに対応するすべての費用(未払分を含む)を記入してください。ただし、累計分は含めなくてください。

○ 「直近の事業年(度)」の概の記入にあたっては、当該年(度)の損益計算書(収支決算書)の数字を基礎としてください。

○ 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該歯科診療所のみを記載して記入してください。

I 医業収益
【調査票①～⑩欄】

1 保険診療収益
【調査票①④⑥欄】

健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

2 労災等診療収益
【調査票⑦⑧欄】

労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

3 その他の診療収益
【調査票③⑤⑥欄】

自費診療、社保・国保・公費による前借の借入修復及び金庫床総義歯における差額収益などの金額を記入してください。

4 その他の医業収益
【調査票⑨⑩欄】

次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。

(1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収益

学校医・産業医の手当などを年払い、期払いなどの形態で受給している場合、平成21年6月分については、直近の事業年(度)の受給額(税込)の1/12の額を記入してください。

(2) 臨時に他の医療機関を手伝って得た診療委託料、文書料(診断書料)、各種手数料などによる収益

(3) その他の収益

① 有価証券売却益などによる収益

② 貸付利息、配当金、補助金(直近の事業年(度)において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの)、退職給付引当金、徴収不能引当金などの繰引当金の戻入額などによる収益

保険等査定減については、直近の事業年(度)実績及びその1/12の額を、この欄で減算し調整してください。

II 介護収益
【調査票⑪～⑬欄】

1 居宅サービス収益
【調査票⑪⑫欄】

居宅サービスに係る収益で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。

2 その他の介護収益
【調査票⑬⑭欄】

上記の科目に属さない介護収益について記入してください。

直科診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

「第3 給与」の⑨⑩欄の金額を記入してください。平成21年6月分については、記入の必要はありません。

「第3 給与」の⑨⑩欄の金額を記入してください。平成21年6月分については、記入の必要はありません。

III 医業・介護費用
【調査票⑮～⑲欄】

1 給与費
【調査票⑮⑯欄】

2 医薬品費
【調査票⑰⑱欄】

「1 医業収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。

費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。医薬品費とは、投薬用医薬品、外用薬、歯科用医薬品、注射用医薬品、試薬、遠隔測定などの資消費をいいます。歯科診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。(注)円未満は四捨五入してください。

(1) 平成21年6月分

① 月次決算で医薬品のたな卸(帳簿たな卸を含む)を実施している場合

5月末たな卸高+6月医薬品購入費-6月末たな卸高

② ①以外の歯科診療所において、年次決算で損益計算書(収支決算書)を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合

直近の事業年(度)の医薬品費
6月分診療収益×直近の事業年(度)の診療収益

③ ①②に該当しない場合

直近の事業年(度)の医薬品購入額の1/12の額

(2) 直近の事業年(度)分

① 年次決算で損益計算書(収支決算書)を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合

直近の事業年(度)の損益計算書(収支決算書)の金額

② ①に該当しない場合

直近の事業年(度)の医薬品購入額

3 歯科材料費

費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入し

【調査票⑳～㉔欄】

してください。

(1) 歯科材料費
歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額

(2) 診療材料費
レントゲンフィルム、酸液、印象材、石膏など1回ごとに消費するものの費消額

(3) 医療消耗器具備品費
注射針・筒、バー、鉗子類などの診療用具で使用を開始したものの費消額(払出額)

なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。

4 委託費
【調査票㉕～㉖欄】

歯科技工、医療用廃棄物、医療事務、清掃、経理、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1/12の額を記入してください。

5 減価償却費
【調査票㉗～㉘欄】

税務申告などのために作成した直近の事業年(度)の損益計算書(収支決算書)の額を記入してください。平成21年6月分については、記入の必要はありません。損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年(度)実績がない歯科診療所は、別添の「補助費(減価償却資産調記入票)」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。この場合「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。

(うち)建物減価償却費
【調査票㉗欄】

建物の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。平成21年6月分については、記入の必要はありません。

(うち)医療機器減価償却費
【調査票㉘欄】

医療機器の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。平成21年6月分については、記入の必要はありません。

6 その他の医業・介護費用
【調査票㉙～㉚欄】

支払又は費消した金額を記入してください。「その他の医業・介護費用」に該当する科目は、「参考資料」(O頁)を参考にし、その合計額を記入してください。

(うち)土地賃借料
【調査票㉙欄】

土地賃借料の金額を記入してください。

(うち)支払利息
【調査票㉚欄】

金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、直近の事業年(度)実績を記入してください。平成21年6月分については、記入の必要はありません。

「第3 給与」の記入要領 (調査票〇頁)

○ この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年(度)の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。

○ 個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額を記入してください。

常勤職員
【調査票①～⑤欄】

常勤職員とは、その施設で定められた就業時間すべて勤務する者をいいます。

I 給料
【調査票①～④欄】

人 員
【調査票①～③欄】

平成21年6月及び直近の事業年(度)に給与を支給した常勤職員の述べ人数について、職種区分毎に述べ人数を記入してください。個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。

給 料
【調査票④～⑤欄】

平成21年6月及び直近の事業年(度)に常勤職員に支給した現金給与(税込)の総額を記入してください。個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、喪付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。また、職員のうち保健師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。なお、年俸制を適用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1/12の額と平成21年6月に支給した諸手当とを合算した額及び直近の事業年(度)の年俸と当該年(度)に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。

院 長

個人立歯科診療所の開設者でない院長、個人立歯科診療所以外の院長について記入してください。個人立歯科診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。

役 員

医療法人立などの歯科診療所の理事長、理事、監事、監事として役員としての業務に従事している者をいいます。理事(長)兼院長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。

II 賞与
【調査票⑥～⑧欄】

常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金をいいます。使用人業務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する後払賞与は計上しないでください。平成21年6月分については、記入の必要はありません。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票〇頁)

人員 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	直近の事業年(度)に賞与、期末手当等の一時金を支給した労働職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 個人立借付診療所で、青色事業専従者として賞与を支給した者について、この欄に含めて記入してください。
賞与 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	直近の事業年(度)に労働職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額区分毎の総額を記入してください。 個人立借付診療所で、青色事業専従者として賞与を支給した者についても、この欄に含めて記入してください。
III 給与等の内訳 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	
非常勤職員給料 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	平成21年6月及び直近の事業年(度)に非常勤職員に対する支給した基本給与額(俸給)の総額を記入してください。
賞与支給額 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	直近の事業年(度)に職員(非常勤職員を含む)に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専任役員に対する賞与は計上しないでください。
退職給付費用 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	直近の事業年(度)に支給した退職金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
法定福利費 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) 平成21年6月及び直近の事業年(度)に支給した給付に係る厚生保険料、年金保険料及び児童手当費等当職員の事業主負担額 (2) 直近の事業年(度)に支給した賞与に係る厚生保険料、年金保険料及び児童手当費等当職員の事業主負担額及びその1/12の額 (3) 直近の事業年(度)に支払った労働保険料(雇用保険、労災保険)の事業主負担額及びその1/12の額
給与等の合計 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を添付票に提出した個人立借付診療所及び個人立以外の歯科診療所(医療法人立歯科診療所など)のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人立借付診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の歯科診療所に直近の事業年(度)の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、延床面積の割合など、調査対象となった診療所の実態を最も適切に反映していると思われる低数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医師確保分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	現金及び預金、經常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	創業費(法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開業準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 延勤負債 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	經常的な活動によって生じた賞与金、支払手形等の債務及びその総額が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、特に示してあるもの以外は、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課等(直近の事業年(度)の年額)」	
租税公課 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。 (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(歯科医師会費など)、賦課金
損害保険料 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	火災保険料、歯科医師賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。 なお、歯科医師賠償責任保険料が歯科医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に歯科医師会費として計上してください。
寄付金 【調査票①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。
「通勤手当(直近の事業年(度)の年額)」	通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「その他の医療・介護費用」について (調査票〇頁)

- 「第2 損益」の「III 医療・介護費用」において「6 その他の医療・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に支払(未払分を含む)又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/12の額としてください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 審議室、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の検免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に応じて一定の基準により支給される金品などの現物給付
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
服装被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費	カルテ、検査依頼、全社伝票など業務用・事務用の用紙、帳簿、電帳、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など価値低額を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車両費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会議費	運営委員会など院内管理のための会議の費用
光熱水費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修繕費	有形固定資産に附帯、附随、消耗などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用(固定資産の耐用年数の経費又は当該資産の耐用年数、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
賃借料	設備、器械の借用料などの費用(リース料・レンタル料)。ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	土地の賃借料
(うち)建物賃借料	建物、部屋の賃借料

(うち)医療機器賃借料	医療機器の賃借料
損害保険料	* 火災保険料、歯科医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交際費	* 接待費及び慶弔など交際に関する費用
諸会費	* 各種任意団体に対する会費、分限金などの費用
租税公課	* (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上根拠に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、課税金
研究研修費*	* 研究材料の費用、研究研修用図書の新入費、学会への参加旅費などの費用
支払利息	* 短期借入金、長期借入金の支払利息
雑費	寄付金など上記の科目に属さない費用など

平成21年6月 医療経済実態調査

保険薬局調査票 記入要領

医療経済実態調査（保険薬局調査票）

1 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医薬経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

保険調剤を行っている全国の保険薬局のうち、1か月の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の薬局を対象とします。

(2) 調査の客体

調査対象となる保険薬局を、地域別及び開設者別に層化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 収益
- (3) 第3 経理・負債
- (4) 第3 租税公課等

6 調査の方法

保険薬局の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成21年7月〇日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区森が関1-2-2 中央会同庁舎5号館
厚生労働省保険薬局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛



厚生労働省

中央社会保険医療協議会

II 調査についての注意事項

- 1 一般的な事項
 - (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や業務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
 - (2) この調査は、薬局の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、薬局と会計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して薬局に利用される部分のみを正確に把握し、記入してください。
 - (3) 本店、支店等の関係において、会計が包括になっているような場合には、それぞれの取り、貸借等々等により按分して、調査客体となった施設のみ記入してください。
 - (4) 保険薬局として調査客体となったが、併・廃した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。
- 2 調査票の記入
 - (1) 数字を記入する欄が有の場合には「0」を必ず記入してください。
 - (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
 - (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて打消し、正しいものを記入してください。
 - (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ 不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】
 フリーダイヤル 0120-00-0000
 フリーダイヤル FAX 0120-xx-xxxx
 受付時間 平日 9:00～17:00

- 〇 この調査票は、特に示してあるもの以外は、平成21年6月30日現在の事実について記入してください。
- 1 保険調剤の状況 (調査票①～④欄)

平成21年6月1日から6月30日の期間内の保険調剤の状況について記入してください。

処方せん枚数 (調査票②欄)
調剤した処方せんの枚数を記入してください。

(うち) 後発医薬品を調剤した処方せん枚数 (調査票③欄)
後発医薬品を調剤した処方せんの枚数を記入してください。

調剤した全ての医薬品の数量 (薬価基準の規格単位ベース) のうち、後発医薬品の占める割合を記入してください。

$$\frac{\text{調剤した後発医薬品の数量 (薬価基準の規格単位ベース)}}{\text{調剤した全ての医薬品の数量 (薬価基準の規格単位ベース)}} \times 100$$
 (注) 小数点第2位を四捨五入してください。
- 2 調剤用医薬品目数 (薬価基準品目) (調査票⑤～⑥欄)

平成21年6月30日現在において備蓄している調剤用医薬品 (内用薬、外用薬、注射薬) の品目数及びそのうちの後発医薬品目数を記入してください。
- 3 従業者の状況 (調査票⑦～⑩欄)

平成21年6月30日24時現在の在籍者で、給与の支給を受けている常勤職員 (青色事業専従者を含む) を「薬剤師」、「事務職員」、「その他の職員」に区分して記入してください。

常勤職員とは、その施設で定められた就業時間を全て勤務する者をいいます。

個人事業の場合、調剤者本人を除いた事務職員の人数を記入してください。
- 4 直近の事業年 (度)

平成21年3月末までに終了した直近の事業年 (度) を記入してください。なお、今後、直近の事業年 (度) とあるものについては、ここで記入した期間になります。

「第2 損益」の記入要領 (調査票〇頁)

- 〇 この調査票には、特に示してあるもの以外は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年 (度) の薬局事業に関連するすべての収益 (支払基金：国庫連立に請求中の未収分を含む) と、これに対応するすべての費用 (未払分を含む) を記入してください。
ただし、家計分は含めしないでください。
- 〇 「直近の事業年 (度)」の欄の記入にあたっては、当該年 (度) の損益計算書 (収支決算書) の数字を基礎としてください。
- 〇 本店・支店を包括して経営を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経営を行っている場合でも、当該保険薬局のみを推計して記入してください。

I 収益 (調査票①～⑥欄)	
1 保険調剤収益 (患者負担を含む) (調査票① ⑤欄)	健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、精神障害者等の公費負担医療に係る支払基金・国庫連立等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
2 公費等調剤収益 (調査票② ⑥欄)	公費医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
3 その他の薬局事業収益 (調査票③ ④欄)	自費診療による調剤収益、一般用医薬品、化粧品、化粧品、雑貨等の販売収益などの金額を記入してください。 また、受取利息、配当金、遺贈給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などの金額も、この欄に含めて記入してください。 保険等査定費については、直近の事業年 (度) 実績及びその1/1.2の額を、この欄で減算し調整してください。
II 介込収益 (調査票⑦～⑩欄)	保険薬局として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。
1 居宅サービス収益 (調査票⑦ ⑩欄)	居宅サービスに係る収益で、国庫連立等に対する請求金額及び租借者からの徴収金額の合計額を記入してください。
2 その他の介込収益 (調査票⑧ ⑨欄)	上記の科目に該当しない介込収益について記入してください。 保険等査定費については、直近の事業年 (度) 実績及びその1/1.2の額を、この欄から減算し調整してください。
III 費用 (調査票⑪～⑬欄)	
1 給与費 (調査票⑪ ⑬欄)	「I 収益」及び「II 介込収益」に対応する費用の額を記入してください。 次の(1)～(4)までの金額の合計額を記入してください。 (1) 給与 平成21年6月及び直近の事業年 (度) に職員 (非常勤職員及び青

色事業専従者を含む) に支給した現金給与額 (税込) の総額 給料 (本体又はこれに準ずるもの) には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、遊勤手当など職員に支給したすべてのものが含まれます。	
(2) 賞与 直近の事業年 (度) に職員 (非常勤職員及び青色事業専従者を含む) に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額及びその1/1.2の額	
(3) 退職金 直近の事業年 (度) に支給した退職金の総額及びその1/1.2の額	
(4) 法定福利費 法令に基づいて支給した次の①～④までの費用の合計額 ① 平成21年6月及び直近の事業年 (度) に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金などの事業主負担額 ② 直近の事業年 (度) に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金などの事業主負担額 (実額) 及びその1/1.2の額 ③ 直近の事業年 (度) に支払った労働保険料 (雇用保険、労災保険) の事業主負担額 (実額) 及びその1/1.2の額	
2 医薬品等費 (調査票⑭ ⑮欄)	<p>償消した医薬品等について、実際の購入価格によって計上した額を記入してください。</p> <p>医薬品等費とは、調剤用医薬品、一般用医薬品、その他品目 (煙草、化粧品、雑貨等) の費消額をいいます。</p> <p>賞保除薬局の経営実態に応じて、下記のとおり算出してください。 (注1) 円未満は四捨五入してください。 (注2) 収益は、保険調剤収益 (患者負担を含む)、公費等調剤収益、その他の薬局事業収益をいいます。 (注3) 調剤収益は、保険調剤収益 (患者負担を含む)、公費等調剤収益をいいます。</p> <p>(1) 平成21年6月分 ① 月次決算で「医薬品等費」、「調剤用医薬品費」のたな卸 (燃付たな卸を含む) を実施している場合 5月末たな卸高+6月医薬品等購入額-6月末たな卸高 ② ①以外の保険薬局で、年次決算で損益計算書 (収支決算書) を作成し、「医薬品等費」又は「調剤用医薬品費」を独立科目として表示している場合 $\frac{\text{医薬品等費} = 6\text{月分収益} \times \text{直近の事業年(度)の医薬品等費}}{\text{直近の事業年(度)の収益}}$ $\frac{\text{調剤用医薬品費} = 6\text{月分調剤収益} \times \text{直近の事業年(度)の調剤用医薬品費}}{\text{直近の事業年(度)の調剤収益}}$ </p>

「第3 資産・負債」の記入要領 (調査票〇頁)

- ③ ①②に該当しない場合
直近の事業年(度)の購入額×1/12
- (2) 直近の事業年(度)分
① 年次決算で損益計算書(収支決算書)を作成し、「医薬品等費」又は「調剤用医薬品費」を独立科目として表示している場合
直近の事業年(度)の損益計算書(収支決算書)の額
② ①に該当しない場合
直近の事業年(度)の購入額
- 3 委託費
【調査票⑳(2)欄】 委託した業務の対価としての費用を記入してください。年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1/12の額を記入してください。
- 4 減価償却費
【調査票㉑(1)～(3)欄】 税務申告などのために作成した直近の事業年(度)の損益計算書(収支決算書)の額を記入してください。平成21年6月分については、記入の必要はありません。損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年(度)実績がない薬局は、別添の「補助簿(減価償却資産増記簿)」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。この場合、「減価償却費」及び「費用合計」の額は未記入のままとしてください。
- (うち)建物減価償却費
【調査票㉑(1)欄】 建物の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。平成21年6月分については、記入の必要はありません。
- (うち)調剤用機器減価償却費
【調査票㉑(2)欄】 調剤用機器の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。平成21年6月分については、記入の必要はありません。
- 5 その他の経費
【調査票㉑(3)～(4)欄】
【調査票㉒(1)～(2)欄】
(うち)土地賃借料
【調査票㉒(1)欄】
(うち)利子割引料
【調査票㉒(2)欄】
- 支払又は費消した金額を記入してください。
「その他の経費」に該当する費目は、「参考資料」(〇頁)を参考にし、その合計額を記入してください。
- 土地賃借料の金額を記入してください。
- 銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他会社からの借入金の利息、受取手形の割引料などの金額を記入してください。

- 〇 この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人薬局及び個人薬局以外の薬局のみ記入してください。
- 〇 調査票の記入にあたっては、個人薬局は平成20年12月31日現在、個人薬局以外の薬局は直近の事業年(度)の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 〇 2つ以上の薬局の資産・負債が合計されて貸借対照表が作成されているような場合には、直轄、従事者数の割合など、調査対象となった薬局分の実績を最も適切に反映していると思われる係数を掛けて推計して記入してください。
- 〇 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

- I 流動資産
【調査票㉓(1)欄】 現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるもの等の総額を記入してください。
- II 固定資産
【調査票㉓(2)欄】 建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
- III 繰延資産
【調査票㉓(3)欄】 創業費(法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
- IV 流動負債
【調査票㉓(4)欄】 経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
- V 固定負債
【調査票㉓(5)欄】 長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第4 租税公課等」の記入要領 (調査票〇頁)

- 〇 この調査票は、特に表示してあるもののほかは、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
- 〇 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課等(直近の事業年(度)の年額)」	
租税公課 【調査票①欄】	次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。 (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(薬剤師会費など)、賦課金
損害保険料 【調査票②欄】	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。
寄付金 【調査票③欄】	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の額額を記入してください。
「通勤手当(直近の事業年(度)の年額)」	通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

参考資料

「その他の経費」について(調査票〇頁)

- 〇 「第2 損益」の「Ⅱ 費用」において「5 その他の医薬・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- 〇 これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に支払(未払分を含む)又は費消した金額の合計額を記入してください。
- 〇 なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/12の額としてください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費(教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び庶用に係る一定の基準により支給される金品などの現物給与)
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	* 従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、作業衣などの費用
通信費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費	会計伝票など薬局用・事務用の用紙、帳簿、磁球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としなもので1年を超えて使用できるものの費消額
車両費	業務用乗用車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会議費	運営委員会など局内管理のための会議の費用
修繕費	* 有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
損害保険料	* 火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交際費	* 接待費及び慶弔など交際に関する費用
購会費	* 各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	* (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(薬剤師会費など)、賦課金
研究研修費	* 研究材料の費用、研究研修用図書購入費、学会への参加費などの

	費用
水道光熱費	* 電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
貸 借 料	* 設備、器械の使用料などの費用（リース料、レンタル料） ただし、土地賃借料、建物賃借料及び設備器械賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	* 土地の賃借料
(うち)建物賃借料	* 建物、部屋の賃借料
(うち)設備器械賃借料	* 調剤用機器を含む設備器械の賃借料
広告宣伝費	機関誌、広報誌などの印刷製本費、電報広告等の広告宣伝に係る費用
借 入 金	* 金銭その他の資産を他に譲り、又は譲渡の供与をした場合の金額
利息引当	* 銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金の利息、受取手形の割引料などを記入してください。

医療経済実態調査（保険者調査）

記入要領

（健康保険組合）

中央社会保険医療協議会

I 調査の概要

- 1 調査の目的

この調査は、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。
- 2 調査の主体

この調査は、中央社会保険医療協議会が行います。
- 3 調査対象

平成 21 年 3 月 31 日現在の健康保険組合を調査対象とします。
- 4 調査の種類及び調査事項

調査の種類及び調査事項は、次のとおりとします。

 - (1) 土地に関する調査（平成 20 年度末現在）

保険者調査票（1 土地に関する事項）の調査事項
 - (2) 直営保養所・保健会館に関する調査（平成 20 年度）

保険者調査票（2 直営保養所・保健会館に関する事項）の調査事項
- 5 調査の方法

中央社会保険医療協議会は、健康保険組合に調査票を配布し、健康保険組合は関係書類に基づき調査票を作成します。
- 6 調査票の提出期限

健康保険組合は、作成した調査票を平成 21 年 8 月 31 日（必着）までに中央社会保険医療協議会（〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省保険局調査課内）に提出して下さい。

II 記入要領

1 共通事項

調査票の点線による区切りのある欄の数字の記入は、区切りごとに 1 字を記入し、必ず右詰めで記入して下さい（左側の余白には「0」を記入する必要はありません）。

保 険 者 名	健康保険組合の設立後健康保険組合連合会から振り出された組合コード（5 桁）の番号を記入し、その後当該健康保険組合の名称を記入して下さい。
---------	--

2 個別事項

(1) 土地に関する調査

- ア この調査票には、平成 21 年 3 月 31 日現在で健康保険組合が所有（借地などは含まれません。）する土地について記入して下さい。また、事業主や他の健康保険組合などの共同所有の場合は、自分のみ記入して下さい。平成 21 年 3 月 31 日までに売却した場合は記入する必要はありません。
- イ 健康保険組合が土地を所有しない場合は、その旨を記入欄のいづれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

施 設 の 種 類	健康保険組合の所有する土地に建設されている施設について、下記に該当するものは、該当する数字を○で囲んで下さい。						
	<table style="width: 100%;"> <tr> <td>1 病院・診療所</td> <td>2 老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>3 直営保養所</td> <td>4 体育館・体育施設</td> </tr> <tr> <td>5 保健会館</td> <td>6 施設なし</td> </tr> </table>	1 病院・診療所	2 老人保健施設	3 直営保養所	4 体育館・体育施設	5 保健会館	6 施設なし
1 病院・診療所	2 老人保健施設						
3 直営保養所	4 体育館・体育施設						
5 保健会館	6 施設なし						
所 在 地	所在地は、市区町村名まで記入して下さい。						

地 目 / 面 積	固定資産台帳（課税台帳）又は財産目録などの記載に基づき平成 21 年 3 月 31 日現在で記入して下さい。
取 得 年 月 日	該当する元号の数字を○で囲み、年月日を記入して下さい。
帳 簿 価 額	固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成 21 年 3 月 31 日現在の価額を記入して下さい。
固 定 資 産 税 評 価 額	市区町村の土地課税台帳に記載されている価額を記入して下さい。 なお、直営医療機関等非課税の取り扱いを受けている土地については、市区町村へ照会すると近隣類似の土地の価額が承知できますので、その価額を参考に記入して下さい。
時 価 評 価 額	1 平成 20 年度中に取得したものは取得価額を、2 平成 20 年度中に不動産鑑定士等の専門知識を有する者の評価を受けた場合はその評価額を、3 近隣類似の地価公示法による標準値の 1 平方メートル当たり価額により再評価できる場合(※)はその価額を、記入して下さい。 (※) 評価例：時価評価額＝評価物件の公示価額、または時価評価額＝評価物件の路線価×近隣類似の土地の公示価格÷近隣類似の土地の路線価、等 なお、公示価格は市町村役場、路線価格は税務署で確認することが出来ます。
評 価 方 法	上記時価評価額の該当する番号を○で囲んで下さい。
評 価 年 月	該当する元号の数字を○で囲み、年月を記入して下さい。

(2) 直営保養所・保健会館に関する調査

ア この調査票には、平成 21 年 3 月 31 日現在における健康保険組合の所有する（借家などは含まれません。）直営保養所・保健会館について記入して下さい。

イ 健康保険組合が直営保養所・保健会館を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

建物の状況	固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成 21 年 3 月 31 日現在の建築面積（いわゆる建ぺい）、延べ面積（いわゆる延坪）及び帳簿価格について記入して下さい。
平成 20 年度の状況	平成 20 年度の決算書又は関係帳簿により、年間利用者延人数、総収入額、総支出額を記入して下さい。

平成 21 年度
医療経済実態調査（保険者調査）
記入要領
（共済組合）

I 調査の概要

- 1 調査の目的
この調査は、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。
- 2 調査の主体
この調査は、中央社会保険医療協議会が行います。
- 3 調査対象
平成 21 年 3 月 31 日現在の共済組合を調査対象とします。
- 4 調査の種類及び調査事項
調査の種類及び調査事項は、次のとおりとします。
 - (1) 土地に関する調査（平成 20 年度末現在）
保険者調査票（1 土地に関する事項）の調査事項
 - (2) 直営保養所・保健会館に関する調査（平成 20 年度）
保険者調査票（2 直営保養所・保健会館に関する事項）の調査事項
- 5 調査の方法
中央社会保険医療協議会は、共済組合に調査票を配布し、共済組合は関係書類に基づき調査票を作成します。
- 6 調査票の提出期限
共済組合は、作成した調査票を平成 21 年 8 月 31 日（必着）までに中央社会保険医療協議会（〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省保険局調査課内）に提出して下さい。

ii 記入要領

1 共通事項

- (1) 調査票の点線による区切りのある欄の数字の記入は、区切りごとに1字を記入し、必ず右詰めで記入して下さい(左側の余白には「0」を記入する必要はありません)。
 (2) 保険者名は、共済組合の名称を記入して下さい。

2 個別事項

- (1) 土地に関する調査
 ア この調査票には、平成21年3月31日現在で共済組合が所有(借地などは含まれません)する土地について記入して下さい。また、共同所有の場合は、持分のみ記入して下さい。平成21年3月31日までに売却した場合は記入する必要はありません。
 イ 共済組合が土地を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

施設の種類の	共済組合の所有する土地に建設されている施設について、下記に該当するものは、該当する数字を○で囲んで下さい。 1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし
所在地	所在地は、市区町村名まで記入して下さい。
地目/面積	固定資産台帳(課税台帳)又は財産目録などの記載に基づき平成21年3月31日現在で記入して下さい。
取得年月日	該当する元号の数字を○で囲み、年月日を記入して下さい。
帳簿価額	固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成21年3月31日現在の価額を記入して下さい。

固定資産税 評価額	市区町村の土地課税台帳に記載されている価額を記入して下さい。 なお、直営医療機関等非課税の取り扱いを受けている土地については、市区町村へ照会すると近隣類似の土地の価額が承知できますので、その価額を参考にして記入して下さい。
時価評価額	1 平成20年度中に取得したものは取得価額を、2 平成20年度中に不動産鑑定士等の専門知識を有する者の評価を受けた場合はその評価額を、3 近隣類似の地価公示法による標準値の1平方メートル当たり価額により再評価できる場合(※)はその価額を、記入して下さい。 (※) 評価例：時価評価額＝評価物件の公示価額、または時価評価額＝評価物件の路線価×近隣類似の土地の公示価格÷近隣類似の土地の路線価、等 なお、公示価格は市町村役場、路線価格は税務署で確認することが出来ます。
評価方法	上記時価評価額の該当する番号を○で囲んで下さい。
評価年月	該当する元号の数字を○で囲み、年月を記入して下さい。

(2) 直営保養所・保健会館に関する調査

- ア この調査票には、平成21年3月31日現在における共済組合の所有する(借家などは含まれません)直営保養所・保健会館について記入して下さい。
 イ 共済組合が直営保養所・保健会館を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

建物の状況	固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成21年3月31日現在の建築面積(いわゆる建ぺい)、延べ面積(いわゆる延坪)及び帳簿価格について記入して下さい。
平成20年度の状況	平成20年度の決算書又は関係帳簿により、年間利用者延人数、総収入額、総支出額を記入して下さい(年度途中で共済組合の再編が行われた場合には、施設毎に再編前後の状況を合算したものを記入して下さい)。